

大野市告示第1号

大野市屋内型子どもの遊び場整備事業基本計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年1月11日

大野市長 石山志保

大野市屋内型子どもの遊び場整備事業基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大野市屋内型子どもの遊び場整備事業基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するに当たり、基本計画の審議を円滑に進めるため、大野市屋内型子どもの遊び場整備事業基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本計画の策定に係る調査及び研究に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、基本計画の策定上必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子どもの保護者代表者
- (3) 子ども子育て支援に関する事業に従事する者の代表者
- (4) 障害福祉関係者
- (5) 中心市街地活性化事業に関係する者の代表者
- (6) 市職員

(7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、基本計画策定の日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、委員会を統括し、委員会の議長を務める。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、行政経営部政策推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。